

山口県報

平成29年
10月31日
(火曜日)

目次

○告示

土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課)	一
土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	一
土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課)	一
土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	二
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(五件)(建築指導課)	二
○教委規則	
山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則	六
○公安委告示	
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の講習会の開催	八

山口県告示第三百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百九十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
保津町(一)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域の名称

保津町(一)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百九十四号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称

保津町(一)15

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部

河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

保津町(一)15

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、山口県立周防大島高等学校安下庄校舎本館新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 山口県立周防大島高等学校安下庄校舎本館新築工事

(一) 工事場所 大島郡周防大島町大字西安下庄字甲山内地内

(二) 工事の概要

鉄筋コンクリート造 地上五階建	構	造	延 べ 面 積
			六、一五四平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。)(二)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十九年十月三十日まで国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の建築一式工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し

- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十九年十一月十七日から同月二十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十九年十二月四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三三三〇)にすること。

山口県告示第三百七十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百七十七条の五第一項の規定により、山口県立大学三号館新築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 山口県立大学三号館新築工事

- (一) 工事場所 山口市宮野下及び桜島六丁目地内
- (二) 工事の概要

構	造	延	べ	面	積
鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造地上五階建		一〇、六五九	平方	メ	ートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十九年十月三十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が千二百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十九年十一月十七日から同月二十二日までの午前九時から午後四時三十分

まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十九年十二月四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三八三〇)にすること。

山口県告示第三百七十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、山口県立大学三号館機械設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要ない経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定め

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 山口県立大学三号館機械設備工事

(一) 工事場所 山口市宮野下及び桜島六丁目地内

(二) 工事の概要

構造及び規模	工事内容
鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 地上五階建 延べ面積 一〇、六五九平方メートル	空気調和設備工事一式 給排水衛生設備工事一式 ガス設備一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。)(二)の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であ

ること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(管工事業に係るものに限る。))を受けていること。

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十九年十月三十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(管工事の数値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十九年十一月十六日から同月二十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十九年十二月一日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三八三〇)にすること。

山口県告示第三百七十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、下関漁港地方卸売市場本館中央棟新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 下関漁港地方卸売市場本館中央棟新築工事
- (一) 工事場所 下関市大和町一丁目地内
- (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造	地上三階建	四、八〇七平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。
 - 3 出資比率が二十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十九年十月三十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が九百五十以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

ること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
 - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
 - 山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
 - 平成二十九年十一月十七日から同月二十二日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十九年十二月四日までに発送する。
- 四 その他
 - この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三三三〇)にすること。

山口県告示第三百七十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、下関漁港地方卸売市場本館南棟増築工事(第二工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十九年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 下関漁港地方卸売市場本館南棟増築工事(第二工区)
- (一) 工事場所 下関市大和町一丁目地内
- (二) 工事の概要

鉄筋コンクリート造 地上二階建	構 造	延 べ 面 積
		六、一九二平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。
 - 3 出資比率が二十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の平成二十九年十月三十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が九百五十以上であること。
 - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し

- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法
 - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

- (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十九年十一月十七日から同月二十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十九年十二月四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三一三三〇)にすること。



山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年十月三十一日 山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第七号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則(昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立周防大島高等学校の項中「75」を「70」に、「40」を「35」に改め、同表山口県立岩国高等学校の項中「240」を「200」に改め、同表山口県立岩国総合高等学校の項及び山口県立高森高等学校の項中「120」を「105」に改め、同表山口県

立岩国商業高等学校の項中

80	70
40	35

を 35 に改め、同表山口県立岩国工業高等

学校の項中

40	40	40	40
40	40	35	40

を 35 に改め、同表山口県立柳井高等学校の項中「150」

を「140」に改め、同表山口県立柳井商工高等学校の項中「70」を「60」に、「35」を「30」に改め、同表山口県立熊毛南高等学校の項中「105」を「90」に改め、同表山口県立田布施農工高等学校の項を次のように改める。

山口県立田布施農工高等学校	熊毛郡田布施町	本	校	生物	3	35														全日制課程環境土木科は、平成30年度から生徒募集を停止する。
				産科	3	35														
				食品科	3	35														
				学料	3	35														
				環境	3	—														
				土木	3	35														
				都市	3	35														
				緑地	3	35														
				機械	3	35														
				制御	3	35														
				例	3	35														

別表の1の表山口県立熊毛北高等学校の項中

35	35
35	30

を 30 に改め、同表山

口県立徳山高等学校の項中「280」を「240」に改め、同表山口県立西京高等学校の項中「200うち40」を「175うち35」に改め、同表山口県立宇部西高等学校の項中「160」を

「140」に改め、同表山口県立宇部工業高等学校の項中

40	40	40	40
40	40	35	35

を 35 に改め、

同表山口県立小野田高等学校の項中「160」を「140」に改め、同表山口県立厚狭高等学

校の項中「105」を「90」に改め、同表山口県立小野田工業高等学校の項中

40	40	40
40	40	40

を 35 に改め、同表山口県立美祿青嶺高等学校の項中「70」を「60」に改め、同

35	35	35
35	35	35

表山口県立田部高等学校の項中「40」を「35」に改め、同表山口県立豊浦高等学校の項中「200」を「175」に改め、同表山口県立長府高等学校の項及び山口県立下関南高等学校の項中「160」を「140」に改め、同表山口県立響高等学校の項及び山口県立豊北高等

学校の項を次のように改める。

山口県立警高等学校	下 関 市 本 校	校普通科	3	1													全日制課程普通科は、平成30年度から生徒募集を停止する。
山口県立豊北高等学校	下 関 市 本 校	校普通科	3	1													全日制課程普通科は、平成30年度から生徒募集を停止する。

別表の1の表山口県立豊北高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立下関北高等学校	下 関 市 本 校	校普通科	3	105													
-------------	-----------	------	---	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表の1の表山口県立萩高等学校の項を次のように改める。

山口県立萩高等学校	萩 市 本 校	普通科	3	110													全日制課程理科は、平成30年度から生徒募集を停止する。
		理数科	3	1													
		人文社会科学科	3	20													
		自然科学科	3	20													
		総合学科	3	40													

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。



山口県公安委員会告示第五十号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第五条の三第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

平成二十九年十月三十一日

山口県公安委員会

- 一 講習会の受講対象者
 - (一) 初心者講習会
 - 法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者
- (二) 経験者講習会

法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者

(一) 初心者講習会

開催の日時	平成三〇、二、一五 午前九時三〇分 〃 四、一九 〃 〃 六、一七 〃 〃 八、九 〃 〃 一〇、一四 〃 〃 一二、一三 〃	開催の場所	山口県警察本部
-------	--	-------	---------

(二) 経験者講習会

開催の日時		開催の場所	
-------	--	-------	--

平成二十九年十月三十一日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市